

瀬戸市長 伊藤 保徳 様  
瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会 様

## 瀬戸市情報公開条例一部改正骨子（案）等とそのパブリックコメント募集手続きに関する 抗議及び市民意見募集期間延長等を求める申入書

瀬戸市の問題を考える市民ネットワーク

瀬戸市は現在、瀬戸市情報公開条例一部改正骨子（案）、瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子（案）、瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例骨子（案）について市民意見を募集するとホームページで公表しています。これらは全て市民に対する説明会を一度も開催することなく、ホームページで意見の募集を始めています。

上記3案の内容について、市民に対して具体的でわかりやすい説明はなく、改正や制定に至る経緯や根拠、必要性についてもほとんど示されていません。市民として意見を提出する前提となる市の提案内容の理解が困難なものとなっています。極めて一方的なものと言えます。

現行の瀬戸市情報公開条例は、「市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と第1条に示されています。

また、第18条では、「公文書の開示に係る手数料は、無料とする。」とされています。第22条では、「情報公開制度の運用に関する重要事項については、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会において調査審議する。」と定めています。（瀬戸市個人情報保護条例においても、第45条で「個人情報保護制度の運用に関する重要事項については、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会において調査審議する。」と定めています。）

現在、瀬戸市がホームページにて公表している瀬戸市情報公開条例一部改正骨子（案）の趣旨として、情報公開の手数料として受益者負担の考え方により手数料を徴収するとしています。しかし、瀬戸市情報公開条例の趣旨に基けば、情報公開請求された行政情報を公開することで市民に対し何らかの経済的利益や利便を供与・受益するものではないことは明らかです。また、現在有料となっている文書のコピー代以外に、手数料を有料として1件300円を徴収することは、誰もがいつでも公文書を請求でき、行政情報を入手し確認する権利や機会を阻害し狭めることとなり問題です。公正で民主的な市政の推進を妨げるものにつながります。

さらに、手数料の徴収、有料化は情報公開制度の運用に関する重要事項であることは明らかです。また、公務員の氏名を不開示情報とする条例改正も重大な変更であり、同じく重要事項であることは明らかです。

次に、瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子（案）についても、現行の瀬戸市個人情報保護条例を廃止して新たに条例を制定するものであり、制度の運用の重要事項であることはもちろんのこと、同案では、自己情報の公開請求についても従来はなかった手数料の徴収を行おうとするものであり、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議は不可欠です。

現行の瀬戸市個人情報保護条例は、第1条でその目的を「市の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、もって個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の推進に資すること」と定めています。これに基づけば、自己情報を確認し、訂正する権利の行使にあたり手数料がかかることは、個人の権利利益の保護を妨げ、公正で民主的な市政の推進の弊害となることは明らかです。

市の提案する条例改正等については、一部の市職員のみで作成されています。瀬戸市情報公開条例及び個人情報保護条例で定めている制度の運用に関する重要事項として、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議が行われていません。これは各条例で定められた手続きを全く無視したものであり、条例違反の行為です。

以上の通り、今回の瀬戸市情報公開条例改正等について、その内容と手続きに強く抗議し、以下について申し入れるものです。

1. 市長は、個人情報保護法改正に伴う今回の条例改正等については、他の自治体が行っているように、まずは専門的知見を持つ瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、答申を得た上で改正案等を市民に対し提案すること。

2. 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会は、条例に定められた通り、制度の運用に関する重要事項として調査審議を行うこと。その結果を公表すること。

3. 市長は、瀬戸市情報公開条例一部改正骨子（案）、瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子（案）に関しては、1の手続きを経た上で、市民説明会を開催し、その後に市民意見の募集をあらためて行うこと。

4. 市長は、瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例骨子（案）についても、上記と同様の手続きをとり、併せて市民説明会を行い、十分な周知の後に市民意見の募集をあらためて行うこと。

5. 情報公開の手数料について、「受益者負担の考え方により費用負担の適正化を図るため徴収すること」としているが、瀬戸市情報公開条例の施行目的から全く逸脱した考え方であり、改正目的の根拠とはならず、撤回すること。

6. 瀬戸市情報公開条例において、公務員の氏名を不開示情報とすることは、行政運営の公正で透明な実施がされているかについて検証する点から問題があり、これまで通り公開すること。

2021年の個人情報保護法改正により、国が設置した個人情報保護委員会が2022年4月28日付で各自治体に通知した「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」によれば、公務員の氏名については、『行政機関においては、情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから（「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」参照。）、当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当すると考えられます。』と解説している（抜粋を添付）。今回の法改正においても、「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」＜添付＞で公務員の氏名は原則公開するとされた解釈は変更されていないのであり、瀬戸市の提案は歪曲した理解に基づいたものと言わざるを得ません。個人情報保護法の改正が、瀬戸市において公務員の氏名を不開示とする情報公開条例を改正する理由とはならない。

7. 瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子（案）における自己情報の公開請求の手数料の徴収は、自己情報を確認し、訂正する権利の行使、個人の権利利益の保護を妨げることから、撤回すること。

8. 瀬戸市は「瀬戸市個人情報保護法施行条例」を制定しようとしているが、個人情報保護法改正を踏まえた対応であるとしても、これまでに瀬戸市個人情報保護条例において取り組んできた「第1条：市の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、もって個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の推進に資する」ことを基本として、その名称は、国の法律の施行条例とするのではなく、主体的に個人情報の保護に取り組む姿勢を明らかにするべく、従来通りの「瀬戸市個人情報保護条例」とすること。また、条例の名称如何にかかわらず、現行の瀬戸市個人情報保護条例の第1条の目的を継承し、条文に明示すること。

以上

個人情報保護委員会  
法令・ガイドライン等

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）  
令和4年4月28日（未施行：令和5年4月1日施行）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428\\_koutekibumon\\_qa.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_qa.pdf)

p. 13

Q5-4-4 法第78条第1項第2号ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は非開示情報に該当しない旨を規定しているが、当該公務員等の氏名は規定されていないため、当該氏名は不開示情報に該当し、開示することができないのか。

A5-4-4 法第78条第1項第2号ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を同号柱書の不開示情報から除外しています。他方、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けられており、同号柱書の不開示情報から除外されていません。

もともと、他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、同号イに該当し、例外的に開示することとなります。

行政機関においては、情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから(「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」参照。)、当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当すると考えられます。

また、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」によることなく氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって(あるいは公にされることを前提に)提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当します。

(令和4年4月更新)

## 各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて

平成17年8月3日  
情報公開に関する連絡会議申合せ

各行政機関における公務員の氏名については、情報公開法の適正かつ円滑な運用を図る観点から、下記の統一方針にのっとり取り扱うものとする。

### 記

各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。なお、特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- ① 氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合
- ② 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合

### （説明）

「公にする」とは、職務遂行に係る公務員の氏名を求められれば応じるとの趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。

また、上記取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（第5条第1号ただし書イ）に該当することとなり、開示されることとなる。